

# 開東社会保険ニュース

No. 283

令和4(2022)年9月

## 10月の変更（雇用保険料率、職業安定法改正その他）

### 1. 雇用保険料率の変更（10月1日）

令和4年度の雇用保険料率は、年度途中の10月より変更されます。給与計算にてご注意ください。

期間 負担	令和4年4月～9月			令和4年10月～令和5年3月		
	労働者	事業主	全体	労働者	事業主	全体
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産業及び清酒製造業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

### 2. 職業安定法改正（10月1日）

#### （1）求人等に関する情報の的確な表示の義務化

各事業者に対して、求人等に関する①求人情報、②求職者情報、③求人企業に関する情報、④自社に関する情報、⑤事業の実績に関する情報、これらすべての的確な表示が義務付けられます。

パンフレットで例示されている「虚偽の表示」「誤解を生じさせる表示」をご紹介します。

虚偽の表示例	職種や業種	誤解を生じさせる表示例
<ul style="list-style-type: none"><li>実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載</li><li>「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人</li><li>実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載</li><li>実際の業種と異なる業種を記載</li><li>上場企業でないにも関わらず上場企業であると表示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示</li><li>フリーランス(委託)の募集と雇用契約の募集を混同させる</li><li>募集者の氏名・名称</li><li>グループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示(A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示)</li><li>賃金</li><li>固定残業代について基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示</li><li>モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示</li></ul>	

また、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。募集を終了・内容変更したら、速やかに募集に関する情報の提供を終了・内容を変更することが必要です。

#### （2）個人情報取り扱いに関するルールの整備

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・保管・使用する業務の目的をウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用」、「会員登録時の入力情報を、当社の会員企業に提供」などと詳しく表示するよう例示されています。

#### （3）求人メディア等に関する届出制の創設

募集情報等提供が拡大され、従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集(クロージング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も含まれます。また、求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者(特定募集情報等提供事業者)に、届出及び事業概況報告の義務(年1回)が課されます。

令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。届出をしないで特定募集情報等提供事業を行った者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとされています。

### 3. アルコール検知器による酒気帯び確認義務（10月1日）の延期

4月に施行された安全運転管理者による運転前後の酒気帯び確認と記録保存義務に加え、10月からはアルコール検知器使用義務が施行予定でしたが、検知器の供給状況から当分の間延期されます。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は  
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711